

国見町公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画変更（案）及び目標地区変更（案）を次により縦覧に供する。

利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和8年5月8日

国見町長 村上 利通



記

- 縦覧期間 自 令和8年5月 8日（金）  
至 令和8年5月21日（木）  
（土曜日、日曜日、祝祭日を含む）
- 縦覧場所 国見町役場産業振興課・窓口  
国見町役場ホームページ
- 縦覧時間 国見町役場産業振興課・窓口  
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等を除く）  
国見町役場ホームページ  
24時間
- 意見書の提出方法  
意見書は書面にて行い日本語に限ります。提出は持参、郵送、ファックス及び電子メールによるものとします。意見書には住所、氏名、連絡先、該当地区を必ず記載してください。  
なお、地域計画変更（案）以外のことに関する意見書は提出できません。
- 意見書の処理  
意見書については、地域計画変更を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公表しますので個別の回答は行いません。  
なお、意見書の内容を公表する場合、個人が特定され、個人情報や財産等を害するおそれのある場合は公表を控えさせていただきます。
- 意見書の提出先  
持参または郵送先 〒969-1792 国見町大字藤田字一丁田二1番7  
国見町産業振興課農林振興係  
ファックス番号 024-585-2181  
メールアドレス sangyo@town.kunimi.fukushima.jp